

## 規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	健康増進法の一部を改正する法律案
規制の名称	一定の場所以外の場所における喫煙の禁止
規制の区分	新設
担当部局	健康局健康課
評価実施時期	平成30年2月
規制の目的、内容及び必要性	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙対策を徹底するため望まない受動喫煙の防止措置を講じることが求められているところ、多数の者が利用する施設等の管理権原者に対する規制のみならず、喫煙をする者に対しても一定の規制を課すことで、望まない受動喫煙の防止の実効性が確保されることとなる。このため、喫煙をする者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する規制を設けることとする。
直接的な費用の把握	遵守費用は発生しない。 行政側には、都道府県等において、一定の場所以外の場所で喫煙をしている者に対する喫煙の中止又は当該場所からの退出の命令にかかる費用が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	一定の場所以外の場所における喫煙を禁止することにより、当該場所において望まない受動喫煙の防止の実効性を確保することができる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	本規制の影響は、一定の場所以外の場所において喫煙をする者に限定されるものであり、副次的影響・波及的影響はないと考える。
費用と効果(便益)の把握	遵守費用は特段発生せず、規制の新設により一定の場所以外の場所における望まない受動喫煙の防止の実効性が確保されることとなるため、規制を新設する効果が高い。
代替案との比較	一定の場所以外の場所における喫煙の禁止を、喫煙をする者自身の自主的取組として求めることが考えられるが、喫煙をする者自身の判断により一定の場所以外の場所において喫煙がなされた場合、当該場所にいる周囲の者の望まない受動喫煙を防ぐことができないこととなるため、義務とすることが妥当である。
その他の関連事項	
事後評価の実施時期等	健康増進法の一部を改正する法律案附則第8条において、法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている。